

国際日本文化研究センター国内客員教員取扱要項

〔 令和 6 (2024) 年 10 月 17 日 制 定 〕

(目的)

第 1 条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構客員教員規程（以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における国内客員教員の取扱いに関し必要な事項を定める。

(契約期間)

第 2 条 規程第 5 条第 1 項に定める契約期間の更新は、原則 2 回までとし、特段の事情があると所長が認める者については、5 年を限度として、更新することができる。

附 則

この要項は、令和 6 (2024) 年 10 月 17 日から施行し、令和 6 (2024) 年 5 月 1 日から適用する。